

農地法第3条許可申請 添付書類一覧



* 申請書提出前の事前相談にご協力ください *

- 農地法第3条の規定による許可申請書 **3部**
- 農地法第3条の規定による許可申請書（別添） 1部
- 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙1） 1部
- 土地の登記事項証明書（全部事項証明書） 原本 1部 ※法務局にて取得してください
 - ・抵当権、仮登記等がある場合は、権利者の承諾書（同意書）及び印鑑証明書を添付
 - ・登記事項証明書と現住所が異なる場合は、関連を示す書類（住民票等）を添付

営農計画書

- ・初めて3条で農地の権利（所有権や貸借権等）を取得する者
- ・所有している農地が貸付地や非耕作地等で耕作をしていないと認められる者
- ・ヒアリングの実施が必要な者（裏面参照）
- ・譲受人の住所又は所在地が市外の場合（法人含む）

※一つでも該当する場合は添付が必要

- 確認書 ※営農計画書の提出が必要な者は、確認書も添付
- 耕作証明書 ※耕作地が市外にもある者のみ添付
- 農地賃貸借契約書または使用貸借契約書 ※貸借の場合のみ添付

- ・農地を適正に利用していない場合に貸借を解除する旨の条件
- ・農地等を明け渡す際の原状回復の義務は誰にあるのか
- ・原状回復の費用は誰が負担するのか
- ・原状回復がなされないときの損害賠償の取り決め
- ・貸借期間の中途の契約終了時における違約金等支払いの取り決め

※左記の内容がすべて記載されたもの

- 委任状
 - ・代理申請の場合及び窓口に来られない受人又は渡人がいる場合
- その他、農業委員会が必要と認めて提出を求めたもの

権利取得者が農地所有適格法人の場合、以下の書類を追加で添付してください。

- 法人の登記事項証明書
- 定款の写し
- 決算書の写し
- 農地所有適格法人としての事業等の状況（別紙2）
- その他、農業委員会が必要と認めて提出を求めたもの

※ 農地所有適格法人以外の一般法人は、一定の条件の下で農地を借りる場合のみ許可を受けることができます。

<裏面も必ずご確認ください>

農地法第3条許可申請の注意点

令和5年4月1日以降、権利取得者が新規農地取得者(今までに農地を取得したことがない者。)又は市外の者(ただし、過去1年以内に本庄市農業委員会で農地法第3条の許可を受けた者を除く。)の場合、以下のとおり新たに対応いたします。

①ヒアリングの実施

権利取得者の営農力や営農する意思、投機目的による取得等でないことを確認するため、申請地の地区担当農業委員及び農地利用最適化推進委員の方の立会いのもと、権利取得者に対し営農計画書を基にしたヒアリングを実施いたします。

②農機具の書類確認及び現地確認

農機具をリースまたは取得予定の場合、権利取得者へのヒアリング実施時に契約書や購入先、取得時期等の確認を行いますので、契約書等をご持参ください。

また、農機具置場が確認の可能な場所であれば、事務局実施の申請地及び耕作地の現地確認の際、所有する農機具を実際に確認いたします。

③確認書の提出

④営農計画書の提出

より詳しく営農力や営農スケジュールを確認できる内容にするため、別添のとおり営農計画書の様式を変更いたします。

なお、許可後は、営農計画書に記載の営農スケジュールどおりに作付けが行われたか、現地確認を実施いたします。

その他、申請前に必ずご確認ください。

- 権利取得者は、耕作地を全て耕作し、農業に常時従事している。(年間150日以上)
- 申請地及び耕作地が全て農地の状況である。(違反転用や遊休農地の状態でないこと)
- 申請地は、権利取得者又は世帯員が耕作する。
- 権利取得者が経営移譲年金を受給されている場合、本人名義では取得できません。
- 譲渡人が経営移譲年金を受給されている場合、最初の移譲から10年以上経過して再設定の手続きをしていない場合、経営移譲年金が支給停止になります。
- 申請される方が、農業委員又は農地利用最適化推進委員からあっせん等の寄与を受けた場合は、委員の署名をお願いいたします。(なお、委員署名は必須ではありません。)
- 土地改良区内の農地を取得された方は、管轄する関係土地改良区に対し、権利異動があった旨の届出が必要です。手続き等については、直接関係土地改良区にお尋ねください。**

*** 申請締切日 毎月10日(10日が土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日)**

*** 審議(農業委員会総会) 毎月25日(25日が土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日)**